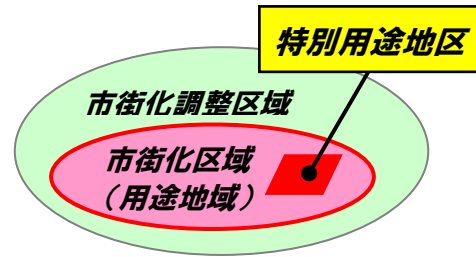


白山市における特別用途地区の指定について

特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性に応じた土地利用の増進、環境の保護などを図るために、**当該用途地域の指定に補完して、建築物の用途制限の強化又は緩和を定める地区**です。



白山市において指定する特別用途地区は、以下の通りです。

■ 第1種特別工業地区

用途地域	指定基準	建築してはならない建築物	指定地区
準工業地域	準工業地域のうち、住居専用地域に隣接する区域、又は家内工業もしくは中小企業の工場と住宅が混在しており、騒音、振動等の近隣公害の防止を図る地区に指定	風俗営業関連施設、ホテル・学校など、環境を害する恐れのある工場等	千代野地区(指定済)、一木地区、出城地区、

■ 第2種特別工業地区

用途地域	指定基準	建築してはならない建築物	指定地区
工業地域	工業地域及び工業専用地域で、水質汚濁、大気汚染等の公害を防止する必要がある地区や工業地域で工業環境の保護を図るため、住宅等を排除することが必要な地区に指定	住宅、図書館・博物館に類するもの、風俗営業関連施設等	石川地区(指定済)、石川第二地区、山島・館畑地区、鹿島工業団地地区、美川インターパーク地区、森島工業団地地区

■ 第3種特別工業地区

用途地域	指定基準	建築してはならない建築物	指定地区
準工業地域	準工業地域のうち、住居専用地域に隣接する区域、又は家内工業もしくは中小企業の工場と住宅が混在しており、騒音、振動等の近隣公害の防止を図る地区に指定	風俗営業関連施設、環境を害する恐れのある工場、建築物の延べ面積10,000㎡を超える大規模集客施設等	鶴来地区

■ 第4種特別工業地区

用途地域	指定基準	建築してはならない建築物	指定地区
工業地域	特定の工業の利便の増進を図る地区又はその利便の増進を図りつつ、これと調和した住居等の環境の保護を図ることが必要な地区に指定	風俗営業関連施設等	旭地区、郷地区、湊工業団地第一地区、湊工業団地第二地区、林地区

■ 第1種商業専用地区

用途地域	指定基準	建築してはならない建築物	指定地区
近隣商業地域	店舗、事務所等が集積する地区において、学校、工場等を制限し商業系用途の利便を増進する地区に指定	マージャン屋、パチンコ店等の風俗営業関連施設、学校、環境を害する恐れのある工場等	中奥地区、松任・林中地区

■ 特別用途地区 指定区域 ■

凡例

- 行政界
- 特別用途地区
- 市街化区域
- 用途地域
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

